

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料タ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

## 補助金の全般事項について

<担当>

制度運営グループ	TEL : 457-2827
----------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター		
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		
		ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

## 補助金の全般事項について

【対象】認可外保育施設（法届出対象施設）

### 1 補助金に関する留意事項

補助金に関し、特に以下の点に留意すること

項目	内容
①交付要綱等の遵守	浜松市補助金交付規則や各補助金の交付要綱、また、国・県補助事業や国補助事業の場合には該当する要綱等を遵守すること
②書類の提出	事業の実施にあたり、申請書や申出書等の提出期限を遵守すること（遅延した場合、補助対象外となる）
③補助額の算出	「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」「対象経費の実支出額」「補助基準額」を比較して最も低い金額が補助額となること
④使途の制限	補助金は当該補助事業の経費に充当することとし、他の事業に係る経費に充てないこと
⑤収益が生じる場合	相当の収益が生じる場合には、交付した補助金の全部又は一部を市に納付すること
⑥仕入控除税額報告書の提出	事業者の決算に伴って、各補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出すること。また、要市補助金等返還相当額が生じる場合には、市の指定する期日までに市に納付すること
⑦財産処分の制限	補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産や備品等で市長が認めるものについては、補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと ※認可外保育施設を廃止する場合にも、あらかじめ財産処分の承認の手続きが必要になることや、補助金の返還が生じることがある。
⑧書類の保管	補助金や事業に関する書類は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類や帳簿等を整備したうえで、10年間以上保管すること
⑨会計検査	<b>【重要】国・県補助事業や国補助事業は会計検査院の実施する会計検査の対象になるため、特に補助要件を遵守し、実施内容等に注意すること</b>
⑩令和7年度以降の補助事業	各補助事業については、予算の議決や国の内示等により実施が確定するものであるため、全ての補助事業において令和7年度以降の実施を確約するものではないこと

### 2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出が必要になる。

提出については、市より別途連絡するため、期日までに提出すること。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。